

令和3年5月31日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構
会 長 小 磯 修 二
(公印省略)

令和3年度「北海道教育旅行活性化事業」委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1 事業名

令和3年度 北海道教育旅行活性化事業

2 事業目的

道内各地の特色ある素材を発掘し、地域の状況に合わせた教育旅行の受入体制整備や商品づくりなど、地域が連携した取組を支援することによって教育旅行の誘致を図るとともに、北海道に慣れ親しむことによる将来的な北海道旅行のリピーター確保につなげる。

3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和3年6月7日(月)15:00までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、6月8日(火)以降に速やかに送信する。

4 今後のスケジュール(予定)

6月7日(月)15:00 参加表明締切
6月21日(月)17:00 企画提案書の提出期限
6月24日(木) 審査会(プレゼンテーション)
6月25日(金)以降 契約締結・業務実施

5 問合せ先

060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構
誘客推進本部 国内誘客部
TEL 011-231-5881 (部直通)
長野 博樹 (h_nagano@visithkd.or.jp)
佐藤太一郎 (s_taichiro@visithkd.or.jp)

北海道教育旅行活性化事業 企画提案指示書

1 委託事業名

令和3年度北海道教育旅行活性化事業

2 事業目的

道内各地の特色ある素材を発掘し、地域の状況に合わせた教育旅行の受入体制整備や商品づくりなど、地域が連携した取組を支援することによって教育旅行の誘致を図るとともに、北海道に慣れ親しむことによる将来的な北海道旅行のリピーター確保につなげる。

3 実施期間

契約締結日～令和4年2月25日

4 実施対象

道外の旅行会社及び学校

5 業務内容

(1) 教育旅行説明会、相談会の実施

- ・北海道への修学旅行実績の高い関東、関西並びに今後道内への誘客が期待できる以下の地域において、教育旅行関係者への魅力あるプロモーション活動を実施すること。
- ・実施対象地域は東京都、大阪市、名古屋市、福岡市、さいたま市、仙台市の計6カ所とする。
- ・事業実施においては「国内誘客促進強化事業（道外プロモーション）他県連携相互送客促進事業」と連携し日程の調整を行うものとする。

※道内各地域の市町村(教育委員会を含む)、観光協会、民間事業者等と連携を図り、参加者を募集すること。

※各開催地域から学校教員、旅行会社の参加者を募集すること。参加者募集方法については、教育旅行に携わる旅行会社と連携を図り、各開催地とも昨年度以上の参加実績を目標とすること。

※教員、旅行会社の参加率を高めるために、道内各地域の行政担当者、民間事業者の参加に加え、教育アドバイザーや外部パートナーの講演などを取り入れること。

- ・教育アドバイザーとは、北海道の特徴的な自然・文化・歴史のスペシャリストや講師、学芸員とする。
- ・外部パートナーとは、教育活動に熱心に取り組む企業、団体などとする。
- ・教育アドバイザー、外部パートナーの選定は、北海道観光振興機構と協議し決定する。

※参加者へのアンケート調査を実施すること。

(2) セールス活動

- ・北海道への修学旅行を検討している学校を対象に、15校以上教育アドバイザーを派遣する。
なお、一度に派遣する教育アドバイザーは1名程度とすること。
※実施後、派遣先の学校に対してアンケート調査を行うこと。

(3) 教育旅行関係者招へい

ア 新幹線または航空機を利用し道内での教育旅行の実施を検討している教育関係者を招へいし、特に来道実績の少ない関東地区中学校をターゲットとする。
なお、招へい団体は下記のとおりとし、行程等については当機構が定める。

イ 教育関連団体の招へいについては、以下を基本とし、北海道観光振興機構と協議して実施すること。

- ① 修学旅行研究会 6月(予定) 15名程度 ウポポイを中心とした行程(1泊2日)
(招へい費用100万円程度)
- ② 関東地区修学旅行 7月(予定) 15名程度 北海道新幹線を利用した道南での行程(2泊3日)
(招へい費用120万円程度)
- ③北海道庁又は北海道観光振興機構の職員が全行程又は行程の一部に同行できること。(同行経費は計上不要)
- ④参加者全員に今後の事業に反映できるアンケートを実施すること。

ウ 北海道での修学旅行を実施検討している学校に対し12名程度の下見を招へいをする。

- ①北海道庁又は北海道観光振興機構の職員が全行程又は行程の一部に同行できること。
(同行経費は計上不要)

参加者全員に今後の事業に反映できるアンケート及びレポートを実施すること。

(4) 受入地域ネットワークの確立

ア 教育旅行誘致に向けた地域講習会を道内2か所で実施する。

- ・実施対象地域は、札幌、函館を予定し、市町村(教育委員会を含む)、観光協会、修学旅行受入事業者を募集すること。(実施箇所については、北海道観光振興機構と最終協議した上で決定。)
- ・実施内容は、受入体制の確立を目的に、北海道を取り巻く修学旅行の最新情報(新学習指導要領、SDGsなど)、受入側としての危機管理対策等とすること。

イ 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、オンラインでの参加も可能とすること。

(5) 事業報告書の作成・提出

上記の取組内容をとりまとめた事業実績報告書を作成し、冊子(2部)及びデータ(CD-R等)で提出すること。

6 事業予算上限

10,700千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

7 企画提案しようとする者に必要な資格について

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ①北海道に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

8 参加表明書の提出

本事業に参加しようとする者は、指定の書式によりメールまたはFAXで申込すること。

(1) 申込書式

別紙のとおり

(2) 表明期限

令和3年6月7日（月）15：00

(3) 表明先

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部 国内誘客部 FAX 011-232-5064

長野 博樹 (h_nagano@visithkd.or.jp)

佐藤太一郎 (s_taichiro@visithkd.or.jp)

9 企画提案書の提出

(ア) 会社名を記載した企画提案書（A4判縦）・捺印付見積書を1組、無記名の企画提案書と見積書コピーを3組提出すること。

(イ) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に当機構から受託した事業内容は一切記載しないこと。

(ウ) 当該業務の実際の担当者を記載すること。提出後に当該業務を担当できなくなった場合には、プロポーザル選定を取り消す場合がある。なお、氏名は提出する4部のうち1部のみ記入し、残り3部については「主任研究員」あるいは「研究員A」などといった表現を用いること。

(エ) 当該業務を実施するに当たっての体制について記入すること。

(オ) 委託業務開始から終了までの業務スケジュールを記入すること。

(カ) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(キ) 提出された企画提案書は返却しないこととする。

10 企画提出期限

令和3年6月21日（月）17：00

11 企画提出先

〒060-0003 北海道札幌市中央区北3条西7丁目1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

誘客推進本部 国内誘客部 TEL 011-231-5881

長野 博樹 (h_nagano@visithkd.or.jp)

佐藤太一郎 (s_taichiro@visithkd.or.jp)

12 選定について

(ク) 事業者の選定方法

① プロポーザル方式による審査会にて事業者を決定する。企画提案内容に加え、価格について

も審査基準の要素とする（価格考慮型）。

- ② 提出された提案についてヒアリングを行う。日時及び場所は、別途通知する。
- ③ ヒアリングに参加しない事業者の企画提案書は無効とする。
- ④ ヒアリングでの追加資料の配布は認めない。

(ケ) 選定基準

- ① 業務遂行能力
北海道観光及び教育旅行の実状に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- ② 企画提案の目的適合性
(ア) 指示内容が十分理解されているか。
(イ) 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
(ウ) 効果的な事業内容となっているか。
- ③ 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- ④ 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

13 選定後について

(コ) 審査結果通知

企画を提出した事業者には、審査会において決定した採否を通知する。

(サ) 執行確認

事業費（委託料は）、事業終了後の実績報告書および請求書の提出をもって支払うものとする。

14 実績報告に必要なもの

- (シ) 事業報告書 ハードコピー2部および電子データ（電子媒体 CD-R 1枚、USB メモリー 1本）
- (ス) 情報誌の下版データ（電子媒体 CD-R 1枚、USB メモリー 1本）

15 業務上の留意事項

- (セ) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (ソ) 業務の実施に際し、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (タ) 印刷物ならびに成果品全般に関し、業務の遂行に当たって生じた著作権及びコンテンツの二次使用の権利等は公益社団法人北海道観光振興機構に帰属するものとし、二次使用を認めることとする。

16 その他要件

- (チ) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、公益社団法人北海道観光振興機構と受託者が協議し決定する。
- (ツ) 公益社団法人北海道観光振興機構は受託者に対して、公益社団法人北海道観光振興機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

期限：令和3年6月7日（月）15：00

FAX 011-232-5064

Email s_taichiro@visithkd.or.jp

（公社）北海道観光振興機構

国内誘客部 佐藤 宛

参加表明書

「令和3年度 北海道教育旅行活性化事業」

に係る企画提案の参加を表明します

会社名	
担当部署	
担当氏名	
TEL	
Email	